

「石炭」への石油石炭税の課税に関するQ & A

平成15年9月

国税庁消費税室

凡 例

- (1) 法 石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）
- (2) 令 石油石炭税法施行令（昭和 53 年政令第 132 号）
- (3) 石通 石油石炭税法取扱通達（昭和 59 年 8 月 2 日付間消 4-43 外 1 課共同）
- (4) 原油 法第 2 条第 1 号《定義》に規定する原油
- (5) 石油製品 法第 2 条第 2 号に規定する石油製品
- (6) ガス状炭化水素 法第 2 条第 3 号に規定するガス状炭化水素
- (7) 石炭 法第 2 条第 4 号に規定する石炭
- (8) 原油等 法第 4 条第 2 項《納税義務者》に規定する原油等
- (9) 保税地域 法第 2 条第 5 号に規定する保税地域
- (10) 関税法 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）
- (11) 関税定率法 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）
- (12) 租特法 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
- (13) 租特令 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- (14) 所法等改正法 所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）
- (15) 改正石令 石油税法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 137 号）

目 次

基本的事項

1	石油石炭税の概要	1
2	課税対象となる石炭の範囲	3
3	原炭・ボタ等の取扱い	4
4	納税義務者	4

国内石炭関係

5	採取の意義	5
6	採取場の範囲	5
7	移出の意義	6
8	採取の委託	6
9	水分・灰分の取扱い等	6
10	課税標準数量の計量(1)	7
11	課税標準数量の計量(2)	7
12	課税標準数量の端数計算	7
13	税額の端数計算	8
14	消費税との関係	8
15	鉱区税等との関係	8
16	申告・納税手続	8
17	納税地	9
18	納期限の延長	9
19	記帳義務	9
20	記帳すべき採取した石炭の数量の意義	10
21	記帳義務の頻度	10
22	貯蔵量の実測及び記帳	10
23	石炭の規格の記帳	10
24	帳簿	11
25	輸出免税	11
26	未納税移出	11
27	戻入れ控除等	12
28	不足数量の取扱い	13
29	未納税移出の承認手続	13
30	その他：採取の廃止、石炭の廃棄	13
31	その他：石炭の廃棄	14
32	その他：石炭のガス化等	14
33	経過的措施：在庫している石炭	15

輸入石炭関係

34	輸入者：納税義務者	16
35	課税標準数量	16
36	引取数量	16
37	申告するための検量	17
38	申告数量の区分	17
39	消費税等との関係	17
40	課税標準数量の端数計算	18
41	税額の端数計算	18

42	担保手続関係	18
43	納期限延長のための担保	18
44	本船扱	19
45	2 港揚げ	19
46	法 15 条：申告等の特例	20
47	申告等特例の要件(1)	20
48	申告等特例の要件(2)	20
49	申告等特例の併用	21
50	申告等特例の税関への通知	21
51	法施行前の B P 引取り	21
52	申告等特例と B P 引取り	22
53	B P 引取りの修正	22
54	サンプル輸入の石炭	22
55	記帳義務等	23
56	購入した石炭の記帳義務	23
57	販売に係る記帳義務	23
58	購入年月日	24
59	引取年月日	24
60	スラリー石炭、バイオマス石炭の取扱い	24
61	輸入石炭の採取場への移入	25
62	免税措置	26
63	免税輸入手続	26
64	特定石炭に係る B P 引取り	26
65	用途証明手続	27
66	免税用途証明	27
67	用途証明の税関への提出方法	27
68	用途外使用の制限	28
69	用途外使用した者	28
70	用途外使用の範囲・承認手続	28
71	用途外使用があった場合の石油石炭税の徴収	29
72	課税石炭の免税用途使用に係る還付の可否	29
73	区分管理	29
74	含水率による数量の変化	30
75	不足数量の取扱い	30
76	帳簿	31
77	輸入免税石炭の記帳義務	31
78	貯蔵数量の実測及び記帳	31
79	工場等移入時の実測	32
80	計量器	32
81	品名の記帳	32
82	製造の委託がある場合の記帳義務等	33
83	活性炭の製造に係る記帳	33

基本的事項

(石油石炭税の概要)

(問1) 今回の改正で、石油税は「石油石炭税」となりますが、その概要はどのようなものですか。

(答)

平成15年10月1日から石油税は、石油石炭税に改称されます。

なお、石油石炭税の概要としては、次のとおりです。

石油石炭税の概要

項目	内 容
創設の経緯及び沿革	石油石炭税は、昭和53年度税制改正において、石油対策に係る財政需要に配慮して創設された(53年6月から課税)。 昭和59年度改正において、税率の引上げ及びガス状炭化水素の課税対象への追加が行われた(59年9月から課税)。 昭和63年度税制改正において、租税特別措置法により、課税方式が従量税化された(63年8月から従量税が適用)。 さらに、本法で従量税化された(平成元年4月)。 平成15年度改正において、LPG及びLNGの税率の引上げ及び石炭の課税対象への追加が行われた(15年10月から段階的に実施)。 なお、新たに石炭に課税されることに伴い、「石油税」の名称が「石油石炭税」に改められた。
課税物件	原油及び輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭【法2、3】 (1) 原油.....関税定率法 別表第2709・00号に掲げるもの (2) 輸入石油製品.....関税定率法 別表第2710・11号、2710・19号に掲げるもので、外国から本邦に到着したもの (注)揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油等 (3) ガス状炭化水素...関税定率法 別表第27・11項に掲げるもの (国内において石油精製等により得られるものを除く) (注)天然ガス、輸入LPG(プロパン、ブタン等)等 (4) 石炭.....関税定率法 別表第27・01項に掲げるもの
納税義務者	(1) 国産原油・ガス状炭化水素・石炭.....採取者 【法4】 (2) 輸入原油等.....保税地域から引き取る者 【法4】
納税地	(1) 国産原油・ガス状炭化水素・石炭.....採取場の所在地 【法7】 (2) 輸入原油等.....保税地域の所在地 【法7】 (3) 国税庁長官の承認を受けた場合.....承認に係る一定の場所【法7、】
課税標準	(1) 採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の数量【法8】 (2) 保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭の数量【法8】

税率	~ 平 15.9.30 15.10.1 17.4.1 19.4.1 ~				
	(1)原油及び輸入石油製品	1klにつき	2,040 円		
	(2)国産天然ガス及び輸入 LNG	1 tにつき	720 円	840 円	960 円 1,080 円
	(3)輸入 LPG	"	670 円	800 円	940 円 1,080 円
	(4)石炭	"		230 円	460 円 700 円
	【法 9、所法等改正法附則 44・45】				
申告及び納付	(1) 国産原油・ガス状炭化水素・石炭				【法 13、16】
	毎月、納税申告書を翌月末日までに、納税地の所轄税務署長に提出し、同日までに納付	納期限の延長	2月		【法 18】
	(2) 輸入原油等（特例輸入者を除く）				【法 14、17】
	納税申告書を保税地域の所轄税関長に提出し、輸入原油等を保税地域から引き取る時までに納付	納期限の延長	3月		【法 18】
	(3) 輸入原油等（特例輸入者）				【法 14、17】
	納税申告書を翌月末日までに、保税地域の所轄税関長に提出し、同日までに納付	納期限の延長	2月		【法 18】
	(4) 申告納付の特例				【法 15、17】
	原油等を保税地域から継続的に引き取る者で一定の要件に該当する者が国税庁長官の承認を受けた場合には、毎月の引取り分に係る納税申告書を翌月末日までに、納税地の所轄税関長に提出し、同日までに納付することができる。	納期限の延長	2月		【法 18】
免税等	(1) 未納税移出				【法 10】
	(2) 輸出免税				【法 11】
	(3) 特定の輸入石油製品等の免税				【措法 90 の 4】
	石油化学製品製造用原油（重質 N G L）、揮発油（ナフサ）、農林漁業用 A 重油及びアンモニア等製造用液化石油ガス（L P G）について、平成 16 年 3 月 31 日まで免税				
	(4) 特定の輸入石炭の免税				【措法 90 の 4 の 2】
	鉄鋼、コークス及びセメントの製造用に使用するものについて、平成 17 年 3 月 31 日まで免税				
	(5) 沖縄発電用輸入石炭の免税				【措法 90 の 4 の 3】
	沖縄県で発電の用に供されるものについて、平成 19 年 3 月 31 日まで免税				
(6) 特定の国産石油製品の還付				【措法 90 の 5・90 の 6】	
石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）及び農林漁業用 A 重油について、平成 16 年 3 月 31 日まで原油段階で課された石油石炭税相当額を還付					
(7) 国産石油アスファルト等の還付				【措法 90 の 6 の 2】	
国産の石油アスファルト及び石油コークスについて、平成 17 年 3 月 31 日まで原油段階で課された石油石炭税相当額を還付					
(8) 船用品又は機用品の積込みの免税				【輸徴法 12】	
外国貨物である原油等を船用品又は機用品として船舶又は航空機に積み込むため、保税地域から引き取る場合					
適用除外	自己又は同居の親族の用に供するガス状炭化水素のみの採取者【法 6 の 2】				

(課税対象となる石炭の範囲)

(問2) 課税対象となる「石炭」とは、具体的にはどの範囲のものをいうのですか。

(答)

1 課税対象となる「石炭」は、法第2条第四号《定義》により、「関税定率法別表第27・01項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの(外国から本邦に到着したものの以外のものであっては、採取されたものに限る。)」と規定されています。

したがって、課税の対象となる石炭には大きく次の2つの区分があります。

石炭(関税定率法別表27・01項の11号、12号、19号に該当するもの)

練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの(関税定率法別表27・01項20号に該当するもの)

この場合の石炭とは、天然の鉱物性燃料たる無煙炭、歴青炭その他の石炭をいい、粉状にしてあるかないかを問いませんが、凝結させたものは除かれます(凝結させたものは に含まれます。)

なお、関税定率法別表によれば、無煙炭とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が14%以下の石炭をいい、歴青炭とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が14%を超え、含水無鉱物質ベースでの発熱量が1キログラムにつき、5,833キロカロリー以上の石炭をいうものとされています。

(注)「無水無鉱物質ベース」とは、石炭には通常、水分と燃焼させた後に残る灰分を有していますが、これらの水分や灰分中のアルミナ等の鉱物をゼロとした場合の値をいいます。

また、「揮発分」とは、800 程度に加熱された時に気化する水分以外の有機物をいいます。

2 いわゆる亜炭、泥炭、草炭(ピート)と称されるものは関税定率法上も石炭に該当しないことから、課税の対象とはなりません。

3 次に の練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したものは、石炭の粉末に粘着剤を加えて製造した練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料が課税の対象となります。なお、国内で製造された練炭・豆炭などは、課税対象に含まれません。

ただし、練炭・豆炭などの製造原料となる輸入石炭や国内石炭は、課税の対象となります。(法2, 石通3の2)

(問60参照) スラリー石炭、バイオマス石炭の取扱い

(原炭・ボタ等の取扱い)

(問3) カロリーの低い低品位炭、選炭していない原炭の取扱いを教えてください。
また、いわゆるズリ(ボタ)の取扱いはどのようになりますか。

(答)

- 1 課税対象となる石炭については、カロリーの高低による区別はされていません。
したがって、カロリーの低い低品位炭についても課税の対象となります。
また、石炭層から採取したままの状態のもので、岩石及び土砂等を含む、いわゆる原炭については、原炭の状態であっても「石炭」に該当しますから、保税地域から引き取られた場合及び国内の採取場から移出された場合には課税の対象となります。
なお、他の選炭業者の選炭場に選炭のため移出する場合には、法第10条第1項第2号により税務署長の承認を受け、未納税移出を行うことができます。(法10)
- 2 次に、選炭後に生ずる岩石及び土砂等を主成分とする残留物である、いわゆるズリ(ボタ)について、これを水洗等することにより取得した石炭がある場合には、当該石炭は、課税の対象となります(石通6の2)。

(納税義務者)

(問4) 納税義務者は誰になりますか。

(答)

- 1 国内炭については、「石炭の採取者」が、その採取場から移出した石炭につき納税義務を負います(法4)。
なお、法第6条《採取者とみなす場合》の規定により、採取者とみなされた者は、当該みなされた者が納税義務を負います。
- 2 輸入炭については、「保税地域から引き取る者」すなわち貨物を輸入する者が納税義務を負うことと規定されており、実務上は輸入申告における「輸入者」が納税義務者となります(法4)。
(問3 4参照) 輸入者：納税義務者
- 3 また、法第5条《移出又は引取り等とみなす場合》の規定により移出又は引取りとみなされた場合、法第10条《未納税移出》の規定により未納税石炭を移入した者及び租税特別措置法に規定する免税用途としての特定石炭や沖縄発電用特定石炭を免税用途以外に使用する者等も納税義務を負うこととなります。

国内石炭関係

(採取の意義)

(問5) 石炭の「採取」とは具体的にはどのような意味ですか。

(答)

石炭を掘採し、取得する行為をいいます(石通4(2))。すなわち、石炭層から原炭を掘採し、その後において、原炭から岩石及び土砂等(ズリ又はボタ)を除去する行為(選炭行為:ズリ又はボタを水洗等することにより石炭を取得する行為を含みます。)又はカロリー調整等の目的で規格の異なる石炭を混和する行為(混炭行為)を行って製品となる石炭を得るまでの一連の行為を石炭の採取といいます。

(採取場の範囲)

(問6) 「採取場」とはどの範囲をいうことになりますか。

(答)

石炭の採取場とは、石炭の採取としての一連の行為を行う地域を総称するものです。なお、石炭の採取場が納税地となりますが、採取場は、通常、相当広範囲なものとなりますから、採取場の範囲の取扱いが次のとおり認められています(石通8の2)。

採取された原炭が専らトラック等によって当該原炭の採取者の選炭施設又はカロリー調整等の目的で規格の異なる石炭を混和する施設(以下「混炭施設」といいます。)に移送されている場合には、石油石炭税の確保上支障のない限り、当該選炭施設又は混炭施設のある場所のみを石炭の採取場として取り扱って差し支えないこととされています。

(注) 原炭又は石炭を一時的に蔵置するため採取場内に所在する、いわゆる「貯炭場」は、採取場、選炭施設又は混炭施設(以下この条において「採取場等」といいます。)に含まれます。

前に該当することにより、例えば、選炭場を採取場として取扱うこととなったことから、採取場として取り扱わないこととなった採取現場等の場所から石炭が移出され、又は当該採取現場等において石炭が消費された場合には、当該移出又は消費された石炭は、その選炭場から移出され、又はその選炭場において消費されたものとして取り扱われます。

採取場の敷地が道路又は河川を隔てる等連続していない場合において、石炭の採取、貯蔵等が同一管理人によって集中的に管理されているときは、その実態に応じ当該採取場を一つの採取場として取り扱われます。

一つの採取場で、敷地が2以上の税務署の管轄区域にまたがるものについては、主要建物、事務所、集油施設等、石炭の搬出入口の所在地を勘案して、国税局長(沖縄国税事務局長を含みます。)が定める税務署の管轄区域内にあるものとされます。

(移出の意義)

(問7) どの時点で採取場からの移出と解されることになりますか。

(答)

「移出」とは、石炭が採取場の区域から物理的に搬出されることをいい、その原因が売買、交換その他いかなるものであるかを問いません。したがって、原因のいかんを問わず実際に石炭を採取場から搬出した時に「移出」があったものとなります。

(採取の委託)

(問8) 採取を委託した場合にはどのような取扱いになりますか。

(答)

- 1 国内炭については、「石炭の採取者」が、その採取場から移出した石炭につき納税義務を負います(法4)。
なお、委託者が資金や労務その他採取に必要なものを供給して採取を委託した場合には、委託者が納税義務者となります(法6)。
- 2 また、原炭を他の選炭業者に供給して当該選炭業者に対し石炭の採取を委託している場合には、当該原炭を供給し、選炭による採取の委託をする者が、法第6条第1項《採取者とみなす場合》の規定により採取者とみなされます。
なお、この場合においては、当該選炭業者において石炭が採取された場所が採取場となります(石通17)。

(水分・灰分の取扱い等)

(問9) 課税標準となる石炭の数量には、水分、灰分等を含むこととなりますか。

また、実際に移出される石炭の含水率が、需要者との間の契約上取り決めた含水率を上回っているときには、当該上回っている水分を差し引いた後の数量を当事者における決済数量とすることとしている場合、この決済数量を石油石炭税法における申告数量とすることができますか。

(答)

石炭は、通常、無数の小孔が吸着した水分や石炭を燃焼させた後に残る灰分を内部及び表面に保有していますが、これらを含めて石炭となります。このことから、石油石炭税法上の課税標準となる石炭の数量も、実際に取引される状態での石炭の数量をいい、水分、灰分等を含む数量となります。

したがって、ご照会の場合のように、実際に移出される石炭の含水率が、需要者との間の契約上取り決めた含水率を上回っているときには、当該上回っている水分を差

し引いた後の数量を決済数量とすることとしている場合であっても水分引き前の実測数量を課税標準数量として申告することになります。

(問 3 5 参照) 課税標準数量

(課税標準数量の計量(1))

(問 1 0) 課税標準数量はどのように計量することとなりますか。

(答)

- 1 課税標準数量は、採取場からの移出数量又は保税地域からの引取時の数量です。したがって、採取場から移出される場合には、原則として、トラックスケール等の非自動はかり、適正な器差補正を行っているベルト(コンベア)スケールなどの計量装置により実測した数量となります(石通 23 の 2 (1))。また、移出又は引取りの容器(運搬船、運搬貨車又は運搬用の自動車など)への収容量によって計量している場合には、当該計量された数量となります(石通 23 の 2 (2))。
- 2 次に、保税地域から引き取る場合には、輸入申告前に検量機関等により数量の検量が行われ、石炭等の数量が明らかとなっている場合にはその数量とし、その他の場合には仕入書に記載された数量を課税標準数量とします。

(課税標準数量の計量(2))

(問 1 1) 採取者において採取場からの石炭の移出数量を、当該石炭を引き取る者の計量計または引取容器への収容量により計量して把握することとしている場合などにはどのような取扱いになりますか。

(答)

課税標準数量は、実際に採取場から移出した数量となります。

なお、ご照会のように、採取場からの移出数量の把握方法について、取引等の数量として、当該石炭を引き取る者トラックスケール、ベルトスケール等の計量計または引取容器(運搬船、運搬貨車又は運搬用の自動車など)への収容量により計量している場合には、その計量された収容量が課税標準数量となります(石通 23 の 2 (1)(2))。

(課税標準数量の端数計算)

(問 1 2) 課税標準数量の数量単位及び数量の端数計算はどうなりますか。

(答)

石油石炭税は、トン(t)当たりを課税標準として課税されます。

なお、計量した重量に1キログラム未満の端数がある場合には切り捨てます。

(税額の端数計算)

(問 1 3) 納付税額の端数計算はどうなりますか。

(答)

税額の確定金額は、100円未満は切り捨てとなります。なお、たとえ端数計算を行った結果、税額が0円となる場合でも、採取場からの移出がない月を除き納税申告書の提出は必要となります。

(消費税との関係)

(問 1 4) 石油石炭税と消費税(地方消費税を含む。)との関係はどのようになりますか。

(答)

国内取引にかかる消費税の課税標準は、『課税資産の譲渡等の対価の額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)]とされています。また、この場合の「課税資産の譲渡等の対価の額」には、酒税、たばこ税(たばこ特別税を含みます。)、揮発油税(地方道路税を含みます。)、石油石炭税及び石油ガス税等が含まれることとされています(消費税法基本通達10-1-11)。

したがって、石油石炭税を含んだ対価の額に対して消費税が課税されることとなります。なお、当該国内取引に係る消費税分については、仕入税額控除計算の対象となります。

(鉱区税等との関係)

(問 1 5) 石油石炭税と鉱産税・鉱区税との関係はどうなっていますか。

(答)

鉱産税・鉱区税は石油石炭税とは全く別の目的をもった租税であり、石炭への課税に伴う変更はないものとされています。

(申告・納税手続)

(問 1 6) 石油石炭税の申告納税手続はどうすればよいのですか。

(答)

毎月(採取場からの移出がない月を除きます。)、石油石炭税に係る納税申告書を、翌月末日までに、納税地の所轄税務署長に提出することとなります。

納税申告書を提出した採取者は、当該申告書の提出期限内に、石油石炭税を納付す

る必要があります。

[申告書の記載事項]

移出した石炭の数量、 未納税移出・輸出免税等による控除を受ける数量、
課税標準数量 () 石油石炭税額、 控除を受ける石油石炭税額 など

(納税地)

(問 1 7) 石油石炭税の納税地はどのような取扱いになりますか。

(答)

- 1 石油石炭税に係る納税地は、その石炭の採取場をいうこととなります(法7)。
なお、国税庁長官の承認を受けた場合には、その承認を受けた場所を納税地とすることができません(法7 ただし書き)。
- 2 また、輸入に係る石炭の納税地は、その石炭を引き取る際の保税地域の所在地が納税地となります。なお、法第15条第1項《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例》に規定する国税庁長官の承認を受けた場合には、その承認を受けた場所を納税地とすることができません(法7 ただし書き)。
(問46参照) 法第15条：申告等の特例

(納期限の延長)

(問 1 8) 納期限の延長と担保の提供はどうなりますか。

(答)

石油石炭税の納期限を延長したい場合には、納期限延長の申請書を税務署長に提出の上、納期限を延長したい税額相当の担保を提供する必要があります。納期限の延長は、2ヶ月を限度として認められます(法18)。

(記帳義務)

(問 1 9) 石炭の採取者はどのような記帳義務を負うこととなりますか。

(答)

石炭の採取者の記帳義務は以下のとおりです(法21、令20)。

[記帳事項]

採取した石炭の数量、 貯蔵している石炭の数量、
移出した石炭の規格、規格ごとの数量、移出の年月日、受取人の住所・氏名又は名称、
移入した石炭の規格、規格ごとの数量、移入の年月日、引渡人の住所・氏名又は名称、

なお、採取者とみなされる者にも同様の記帳義務が課されます。

(記帳すべき採取した石炭の数量の意義)

(問20) 石炭の採取者が記帳すべき「採取した数量」とは、掘採した原炭を選炭した後の製品数量という理解でよいのでしょうか。

(答)

採掘から選炭までを一の採取場で行っている場合には選炭後の数量を採取した数量として取り扱います。ただし、原炭を他に移出している場合には原炭の採掘量を記帳することとなります。

(記帳義務の頻度)

(問21) 採取した石炭の数量、移出(移入)した石炭の数量については、毎日記帳する必要がありますか。

(答)

採取又は移出したごとに記帳をする必要があります。

(貯蔵数量の実測及び記帳)

(問22) 貯蔵量の記帳に際しては、毎回実測を行う必要がありますか。また、その記帳は、どれくらいの頻度で行う必要がありますか。

(答)

貯蔵量の記帳は、貯蔵数量が変動する都度記帳する必要がありますから、原則として、日々記帳する必要があることとなりますが、例えば、毎月末、貯蔵量を実測して記帳することとしても差し支えありません。また、決算期末等の年1回実測値を記帳し、その他の月は受払数量等により算出した貯蔵量を記帳することとしても差し支えありません。

(問78同旨)

(石炭の規格の記帳)

(問23) 石炭の採取者は、移出入の年月日や数量とあわせ、移入した石炭について「石炭の規格」を記載すべきとされていますが(令第20)、具体的にはどのようなことを記載する必要がありますか。

(答)

石炭の規格としては、例えば、予定される「発熱量」を記帳するほか、石炭の規格

として把握されているその他の項目（含水率、硫黄含有量、粒のサイズ、採取石炭層の所在地及び名称、採取炭・輸入炭の別等）についても記帳することにより、その石炭の規格を明らかにすることとし、その採取場で採取した石炭との区別が可能ないようにしておくことが必要です。

（帳簿）

（問 2 4）記帳義務については、石油石炭税用に新たな帳簿の作成が必要ですか。

（答）

法令上記帳が求められる事項が満たされていれば、帳簿の体裁は問いません。したがって、現在の帳簿を活用していただいても差し支えないこととなります。

（輸出免税）

（問 2 5）採取した石炭を輸出する場合にはどのような取扱いとなりますか。

（答）

採取者が輸出する目的で石炭を採取場から移出する場合には、当該移出に係る石油石炭税は免除されます。その場合には、その月分の納税申告書（期限内申告書）に、輸出明細書類（輸出の許可をした税関長の輸出証明書等に基づき記載した明細書）を添付することが必要です（法 11、令 11）。

（未納税移出）

（問 2 6）未納税移出とはどのようなものですか。

（答）

- 1 未納税移出とは、以下のような移出について石油石炭税を免除して採取場から移出することができる制度です（法 10）。
 - 輸出業者が輸出するために蔵置場へ移出する場合
 - 採取場内の貯炭場が狭くなったこと、その他のやむを得ない理由から所轄税務署長の承認を受けた上で、他の場所へ移出する場合
- 2 なお、未納税移出の規定の適用を受けて移出した石炭の移入者が、石炭の採取者でないときは石炭の採取者とみなされ、移入場所をその石炭の採取場とみなして、法の規定が適用されることとなります。したがって、当該移入場所（みなし

採取場)から、その石炭を移出したときに、石油石炭税について納税義務が発生します。

- 3 この未納税移出の規定の適用を受ける場合には、当該石炭を移出した採取者は、納税申告書(期限内申告書)に未納税移入の明細書を添付する必要があります。また、移入者は、移入に関する必要書類を、移入した月の翌月末までに所轄税務署長に提出しなければなりません。

(戻入れ控除等)

(問27) 石炭は採取場から移出する際に課税されることから、例えば、採取場から一旦移出した石炭を、再び採取場内に移入した後さらに移出したときは、2回課税されることとなります。このように二重課税の問題が生じるのではないですか。

(答)

採取場から移出される石炭には、石油石炭税が課されることから、ご照会のような場合には、以下のように手続きをとることによって戻入れ控除等を受けることができます(法12)。なお、これらの控除(還付)を受けるためには、納税申告書(期限内申告書)に控除(還付)金額の計算書類を添付する必要があります。

戻入れ控除

採取者がその採取場から移出した石炭を当該採取場に戻し入れた場合には、当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する期限内の納税申告書(以下同じ)に記載した合計税額から、当該移出した石炭に係る税額を控除することができます。

他から移入した石炭の再移出控除

他の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた石炭を採取場に移入した場合において、当該石炭を更にその採取場から移出したときは、当該移出に係る石油石炭税が課税されるとともに、納税申告書(期限内申告書)に記載した合計税額から、当該他の採取場から移出され又は保税地域から引き取られた石炭に係る税額を控除できます。

なお、他から移出された石炭をその採取場に移入し、その採取場において採取した石炭とをカロリー調整等のために混炭した上で移出する場合には、混炭後の製品として移出される石炭の全量に対して石油石炭税が課税されることとなりますが、他から移出された際に課された石油石炭税相当額を控除することができます。

(問61参照) 輸入石炭の採取場への移入

採取を廃止した後の戻入れ

採取場から移出した石炭を、その採取の廃止後に当該採取場であった場所に戻入れた場合において、所轄税務署長の承認を受けて当該石炭を廃棄したときは、当該石炭の移出の際に課された税額を控除(還付)することができます。

(不足数量の取扱い)

(問 28) 未納税移出する石炭数量につき、移出先に移入された際、飛散等により移出時の数量との間に不足が生じた場合、どのような取扱いとなりますか。

(答)

未納税移出(免税引取を含む。)された石炭の移出数量について、移入段階において不足数量が生じていた場合には、その原因が払出と受入れの際に異なる計量器を使用した等の理由による測定誤差又は荷扱い中の荷こぼれ等やむを得ない事情に基づくものであり、かつその減少が通常生ずべき範囲内であると認められるとき、又は石炭の含水率、貯蔵状況からみて、通常生ずべき範囲内であると認められるときは、その移出の際における石炭の数量をもって、その移入の際における石炭の数量として取扱われます(石通 30)。

なお、この場合の「通常生ずべき範囲内であると認められるとき」とは、その移出者と移入者との間において経常的に行われる取引実態において生じる範囲内であることをいいます。したがって、過去における平均的な取引誤差や、石炭の含水率の相違などから生じる減少値の把握を行うほか、特に、減少値が顕著なときは、その実態の解明に努めるなど、未納税・免税石炭の取扱いに係る必要な措置を講じる必要があります。

(未納税移出の承認手続)

(問 29) 原炭を選炭するため、他の選炭業者の採取場(選炭場)に移出してるときに、未納税移出の承認を得る場合の手続は、その移出の都度税務署長の承認を受ける必要がありますか。

(答)

法第 10 条第 1 項第 2 号に規定する未納税移出を行おうとする場合には、「石油石炭税未納税移出先承認申請書」により所轄税務署長の承認を得る必要がありますが、この場合の承認手続については、原則として、未納税移出をしようとする都度承認を得る必要があります。

なお、未納税移出の承認を得る場合において、その未納税移出が継続的に行われるものであるときは、実情に応じ、1 年以内の期間を指定して包括して承認を得ることができます(石通 28)。

(その他：採取の廃止、石炭の廃棄)

(問 30) 採取者が採取を廃止する場合に、採取場内に残っている貯炭(在庫)はどのような取扱いとなりますか。

(答)

採取を廃止する場合、採取場内にある石炭は、その時点で移出があったものとみなされて課税の対象となります（法第5条第4項）。そのため、廃止時の石炭の数量を把握するため、原則として、廃止時において残存する貯炭量を実測する必要があります。

なお、帳簿上の貯炭量を現存数量としても差し支えありません。

また、採取廃止から7日以内に所轄税務署長に申請を行い、承認を受けた場合には、指定された一定期間は採取廃止のみなし移出が不適用となります（法第5条第4項ただし書き、第5項）。所轄税務署長の承認を受けて、この期間内に適正な処理により石炭の廃棄を行った場合には、課税の対象とはなりません。

（その他：石炭の廃棄）

（問31）石炭を廃棄したい場合、どのような手続が必要ですか。

（答）

採取を廃止し、のみなし移出の不適用を受けた後に石炭を廃棄する場合や、石炭の品質が劣化して販売に適さなくなった場合など、石炭を廃棄するときには、これが場内消費等とみなされて課税の対象とされないよう、次のことに留意する必要があります。

採取場内で廃棄する場合は、廃棄事績が帳簿等により明らかになっている場合には、場内消費課税（法5条1項）は適用されません。

採取場で廃棄する場合は、廃棄場所に廃棄のため石炭を移出することについて、法10条1項2号《未納税移出》の規定により採取場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、未納税移出の適用を受けることができます。この場合、未納税移入した廃棄場所（移入者）は、採取場（採取者）とみなされ（法10条6項）、当該廃棄場所で廃棄する場合の取扱いは によります。

（その他：石炭のガス化等）

（問32）採取場内で石炭を液化・ガス化した場合の取扱いはどうなりますか。

（答）

採取場内で石炭を液化・ガス化した場合には、場内消費課税（法5条1項）が適用され、課税対象となります。

また、石炭の液化により、揮発油税法上の揮発油が製造される場合には、揮発油税法及び地方道路税法が適用されます。

なお、石炭のガス化により取得されたガス（ガス状炭化水素等）は採取されたものではないことから、新たに石油石炭税が課されることはありません。

(経過的措施：在庫している石炭)

(問33) 法施行日(平成15年10月1日)以前に採取を行っていた旧炭鉱会社が、在庫としてもっていた石炭を移出(販売)した場合、課税の対象となりますか。

(答)

現在採取を行っていない場合、当該会社は「採取者」ではなく、また「採取場」も存在しないため、課税の対象とはなりません。

輸入石炭関係

(輸入者：納税義務者)

(問34) 輸入実務を商社に委託している場合の納税義務は誰が行うことになりますか。

(答)

輸入される石炭については、「保税地域から引き取る者」すなわち貨物を輸入する者が納税義務を負う旨規定されており(法4)、実務上は、輸入申告における「輸入者」が納税義務者となります。

したがって、輸入の委託を受けた商社が輸入者となる場合には、輸入石炭に係る石油石炭税の納税義務者は当該商社になります。

(課税標準数量)

(問35) 課税標準となる数量には、石炭に通常含まれている水分、灰分等を含むことになりますか。

また、実際に輸入される石炭の含水率が、需要者が必要とする石炭の含水率を上回っている場合があることから、当事者間においては、契約に基づいて、実際の含水率が契約上の含水率を上回っているときは、超過している水分の差し引き後の数量を輸入に係る決済数量とすることがあります。このような場合には、この決済数量を石油石炭税法における申告数量とすることができますか。

(答)

石油石炭税の課税の対象となる石炭とは、関税定率法別表第27・01項に規定する通常、石炭として実際に輸入される状態の石炭をいい、これには、石炭の内部又は表面に含まれる水分及び灰分が含まれます。したがって、輸入段階における石炭の課税標準数量は、水分、灰分等を含む数量となります。

次に、契約上の決済数量とは、実際に輸入される石炭の含水率にかかわらず、当事者で取り決めた数量ですから、ご照会のように、契約上の水分を超過している水分を差し引いた後の決済数量を石油石炭税の課税標準として申告することはできません。

石炭の輸入に当たっては、実際の石炭の数量(実測数量又は仕入書の数量)を課税標準数量として申告することになります。

(問9参照)水分・灰分の取扱い等

(引取数量)

(問36) 課税標準数量となる保税地域からの引取数量とはどのような意味ですか。

(答)

保税地域から引き取る際の課税標準数量は、輸入申告前に検量機関等により数量の

検量が行われ、石炭等の数量が明らかとなっている場合にはその数量とし、その他の場合には仕入書（インボイス）に記載された数量とされます（石通 23 の 2 ）。

《参考》関税法基本通達 67-3-3 《計量単位の換算基準及び申告数量》

（申告するための検量）

（問 3 7）船卸港で実測した数量を申告数量とする場合、必ず検量機関による検数証明を必要としますか。また、実測方法としては、どのようなものが認められますか。

（答）

原則として、検量機関による検量証明が必要です。ただし、自らが実測することとしたときは当該数量によることができます。いずれにしても、申告数量が適切かどうかは、輸入申告時の税関による審査・検査の対象となります。

なお、船卸港における数量の実測にあたっては、船舶による喫水検査、適正な器差補正を行っているベルト（コンベア）スケール、トラックスケール等を使用することが考えられます。

（申告数量の区分）

（問 3 8）相積みの免税石炭と課税石炭が船倉として区分されたホールドごとに積載されていますが、仕入書が各ホールドごとに分かれておらず、1枚の仕入書又はその付属資料等に各ホールドごとの数量が記載されている場合、当該付属資料等に記載された数量を基に免税石炭又は課税石炭の申告数量とすることは可能ですか。

（答）

免税石炭又は課税石炭の輸入申告を行うに当たって、付属資料等に記載された数量（例えばご照会のようにホールドごとの数量）を基に免税石炭又は課税石炭の申告数量とすることは可能です。

（問 4 5 参照）2 港揚げ

（消費税等との関係）

（問 3 9）輸入時における石油石炭税と消費税との関係はどうなりますか。

（答）

輸入取引に係る消費税の課税標準は、『課税対象となる外国貨物の引取価額 = 関税課税価格（C I F 価格）+ 関税額+個別の内国消費税額』となっています。したがって、消費税及び地方消費税は、「（石炭の C I F 価格 + 関税額+石油石炭税額）× 税率

5%」で計算されます。なお、当該輸入取引に係る消費税分については、仕入税額控除計算の対象となります。

(課税標準数量の端数計算)

(問40) 課税標準数量の端数計算はどうなりますか。

(答)

課税標準数量の端数計算では、キログラム位未満の端数を切り捨てます。

(税額の端数計算)

(問41) 納付税額の端数計算はどうなりますか。

(答)

石油石炭税額の確定金額は、100円未満の端数を切り捨てます(関税法13の4)。ただし、たとえ端数計算上石油石炭税額が0円となる場合でも、石油石炭税の申告は必要となります。

(担保手続関係)

(問42) 納期限の延長に係る担保と、その他の担保との関係はどのようになりますか。また、改正前の石油税法における納期限の延長に係る担保を提供している場合、石油石炭税法における担保との関係はどのようになりますか。

(答)

税関長の承認を受け、担保を提供することにより、石油石炭税の納期限を延長することができますが、この際提供する担保については、その他の担保(関税の納期限延長の担保、簡易申告(特例申告)の引取担保、輸入許可前貨物引取承認申請の担保、消費税の納期限延長の担保など)と併用することは認められません。

(納期限延長のための担保)

(問43) 石油石炭税の納期限の延長のためには担保の提供が必要ですが、担保の提供方法としては、個別に担保を提供する方法のみならず、据置担保(税関官署別一括)によることも可能ですか。

(答)

石炭を保税地域から引き取ろうとする時は、その貨物を引き取る時までに石油石炭

税を納付する必要があります（法 17）。なお、法第 18 条《納期限の延長》の規定により納期限の延長の承認を受けようとする場合には、「石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保」の提供が必要です。この場合の担保の提供方法としては、ご照会のとおり、個別担保と据置担保のいずれの方法も認められます。

なお、担保の提供手続（申請・提出）については、書類等の不備等があった場合に訂正又は差し替えが必要なときに備え、納期限の 1 週間から 10 日程度の余裕をもって申請されるようお願いいたします。

（本船扱）

（問 4 4）石油石炭税の施行により新たに石炭に対して課税することとされた後も、本船扱いによる石炭の輸入は認められますか。

（答）

輸入貨物の輸入申告は、原則として、その貨物を保税地域に搬入した後に行うこととされていますが、本船扱とは、税関長の承認を受けることにより、貨物を外国貿易船に積み込んだままで、輸入申告を行い、輸入の許可を受けるものです。

したがって、石炭について、石油石炭税法が施行された日（平成 15 年 10 月 1 日）以後においても、輸入の都度、税関長の承認を受ければ、本船扱による輸入は可能です。

なお、本船扱は、原則として、本船扱の承認申請がされた税関官署の管轄する港において全量船卸しされる必要があります。ただし、複数港にわたって船卸しをしようとする場合に複数港の船卸し分について一括して本船扱の承認を受けることもできますが、この場合における輸入申告は、当該承認を受けた税関に、貨物の船卸港ごとに作成して提出する必要があります。

（2 港揚げ）

（問 4 5）石炭を輸入する際に、積載した船舶を異なる港に停泊させ、2 回に分けて輸入手続を行う場合があります。このような、いわゆる 2 港揚げを行う場合、申告数量はどのようにすればよいのですか。

（答）

石炭について、2 つの港において分けて船卸しを行う場合には、それぞれ船卸しする税関官署ごとに輸入・納税申告を行います。この場合、以下のいずれかの方法により申告を行うこととなります。

1、2 港目ともに実測した数量により申告

仕入書（インボイス）が船卸し港ごとに別々に作成されている場合には、仕入書に記載されている数量をもって申告

仕入書が分かれていない場合には、1 港目では検量機関等が測定した実数量をもって申告し、2 港目では仕入書の数量から 1 港目の申告数量を差し引いた数量をもって申告（ただし、2 港目揚げの実数量と仕入書の数量との誤差が相当数あ

る場合には、実数量を申告する。)

(法第15条：申告等の特例)

(問46) 法第15条の申告等の特例承認とはどのような制度で、この承認を受けるためにはどうすればよいのですか。

(答)

石炭を保税地域から引き取る時は、原則として、その引き取る都度、申告と納税が必要です(法14、17)。

これに対し、法第15条第1項《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例》(以下「申告等特例」といいます。)に規定する国税庁長官の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する月の翌月以後、毎月(引取りがない月及びその全てについて石油石炭税が免除されるべき月を除きます。)の引取り分を翌月末までに申告し納税することができます。なお、この承認を受けるときは、申請前6ヶ月のすべての月において、石油等又は石炭の引取りを行っている(輸入している)こと等が要件となります。また、申告等特例の承認を受ける際には、本店等の輸入通関業務を行っている所在地を納税地として指定することとなります(法15、令16)。

(申告等特例の要件(1))

(問47) 申告等の特例承認における申請前6ヶ月引取りという要件は、石炭輸入だけで満たすことが必要ですか、それとも石油税の課税の対象となる原油等の輸入も含めて前6ヶ月に引取りがあればよいのですか。

(答)

所法等改正法附則49条による法改正の経過措置として、平成15年9月末までに承認を受ける場合には、申請月の前6か月の各月各1回以上の「石炭」の引取実績が必要です(改正石令附則2)。

平成15年10月以降承認を受ける場合には、申請月の前6か月の各月各1回以上の「原油等」(原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭)の引取り実績が必要です(令16)。

(申告等特例の要件(2))

(問48) 現在、石油について石油税法第15条の申告等の特例承認を受けている場合には、石炭の輸入についてはどのような取扱いになりますか。

(答)

法15条1項の承認は、課税物件ごとの承認ではなく、納税者に対して与えられる承認ですので、石炭の輸入については改めて承認をとらなくとも、原油等(原油、石

油製品、ガス状炭化水素、石炭)のいずれについても申告等の特例により石油石炭税の申告を行うことができます。

なお、所法等改正法附則 49 条により、平成 15 年 9 月末までに承認を受けた場合も同様に取り扱われます。

(申告等特例の併用)

(問 49) 申告等の特例の承認を受けた輸入者が、石油の輸入について申告等の特例を活用しつつ、石炭の輸入については輸入時ごとに申告を行うこと(またはその逆)は可能となりますか。

(答)

法 15 条 1 項の承認を受けた場合には、石油石炭税の課税物件である原油、石油製品、ガス状炭化水素及び石炭のすべての輸入について同条を適用する必要があります。したがって、ご照会のような取扱いはできません。

(申告等特例の税関への通知)

(問 50) 申告等の特例承認を受けた場合、輸入申告時に税関に対して、引取りの都度申告を行う必要がないことを、承認書等の資料により示す必要がありますか。

(答)

法 15 条の承認を受けた場合には、国税庁から所轄税関あてに申告等特例の承認実績が通知されることから、実務においては、輸入申告書に承認番号(いわゆる間消(課消)番号)等を付記することで、申告等の特例承認を受けているかどうかを確認できるようになっています。

なお、月別申告を行うときには、申告書の付表に、品名ごとの輸入申告年月日、輸入申告番号、課税標準数量等を付記することになります。

(法施行前の B P 引取り)

(問 51) 平成 15 年 9 月末までに輸入許可前貨物引取 (B P 引取り) を行い、石油石炭税法が施行される 10 月 1 日以降に本通関した (輸入許可を受けた) 石炭は課税の対象となりますか。

(答)

輸入許可前貨物引取り (Before Permit : B P 引取り) は、輸入の許可前に貨物を引き取ることが可能となる制度であり、輸入の許可は未了であっても、その段階で貨物は引き取られることとなります。

石炭に対する石油石炭税の課税は、平成 15 年 10 月 1 日以降保税地域から引き取る

石炭に対して行われます。したがって、ご照会のように、9月末までにB P引取りされているものは、すでに引取りが完了していることから、石油石炭税の課税の対象とはなりません。

(申告等特例とB P引取り)

(問 5 2) 申告等の特例を受けている場合に、輸入許可前貨物引取り (B P引取り) を終えているものの最終的な輸入許可をまだ受けていない貨物の引取りについては、どの段階で納税申告に含めることとなりますか。

(答)

輸入許可前貨物引取り (Before Permit : B P引取り) は、輸入の許可前に貨物を引き取ることが可能となる制度ですが、申告等の特例を受けて月別申告を行う場合に申告の対象となるのは、輸入の許可を受けた石炭 (輸入許可前貨物引取承認を受けて引き取られた後に輸入許可を受けたものを含みますが、免税輸入した石炭は申告する必要がありませんので除かれます。) です。

石油石炭税は、貨物を引き取る際に課税されますが、ご照会のような場合には、B P引取りを行った月ではなく、輸入許可を受けた月分として、その月の翌月末までに石油石炭税の申告を行うこととなります。

- (注) 1 石炭については、平成 15 年 9 月中に B P引取りされたものは、石油石炭税が課税されませんから、平成 15 年 10 月分の申告に含める必要はありません。
- 2 ガス状炭化水素 (天然ガス (L N G) や石油ガス (L P G)) については、平成 15 年 9 月分と平成 15 年 10 月分とは適用される税率が異なることとなります。
- 3 したがって、例えば、平成 15 年 9 月中に B P引取りをしたものの、10 月に輸入許可を受けた場合には、平成 15 年 10 月分として申告すべきこととなりますが、9 月中に B P引取りされた貨物に対して課される税率と、10 月中に輸入の許可を受けて引き取った貨物に対して課される税率が異なる場合であっても、申告等特例を受けた石油石炭税の申告に当たっては、同一の申告書により申告手続が可能ですので、その申告書の適用税率欄に横線を引くなどして区分して、旧税率適用分及び新税率適用分を上下に区分して記載してください。

なお、税額欄の端数処理は、旧税率適用分と新税率適用分のそれぞれの税額を合計した上で、端数処理を行うこととなります。

石油石炭税の税率は、今後においても平成 17 年 4 月 1 日及び平成 19 年 4 月 1 日に改正 (段階的引上げ) されることとなりますが、この場合の取扱いも同様です。

(B P引取りの修正)

(問 5 3) 本船扱による輸入申告時の申告数量は暫定値として輸入許可前貨物引取 (B P引取り) を行うことは可能ですか。

(答)

本船扱による輸入申告時の申告数量は暫定値として輸入許可前貨物引取（B P 引取り）を行うことは可能です。なお、その場合には、船卸し時の測定数量により申告数量を訂正して輸入許可を受けることとなります。

(サンプル輸入の石炭)

(問54) サンプル用石炭などごく少量の石炭を輸入する場合であっても、石油石炭税の申告納税（免税申告）が必要となりますか。

(答)

輸入量の多少にかかわらず、石炭を輸入する場合には、石油石炭税の納税申告が必要です。

(記帳義務等)

(問55) 輸入実務の委託を受けて商社等が輸入を行うが、売買契約上は、輸入石炭の所有権は商社等を介さずに海外の山元から直接国内の消費者に移転している場合、当該商社等は「輸入業者」として輸入石炭の購入及び販売に係る記帳義務を負うこととなりますか。

(答)

輸入石炭の購入及び販売に係る輸入業者としての記帳義務の有無は、契約上の所有権の移転の有無にかかわらず、取引の実態に即して判断されることとなります。

したがって、ご照会のようなケースでは、所有権が商社等に移転していなくとも、当該商社等は輸入業者として、輸入石炭の輸入に係る記帳義務のみならず、購入及び販売に係る記帳義務も負うこととなります。

(購入した石炭の記帳義務)

(問56) 輸入業者は「購入した石炭」について記帳する義務を負うことになっていますが、輸入石炭のみならず、国内で購入した石炭についても記帳しなければならないこととなりますか。

(答)

その通りです。

(販売に係る記帳義務)

(問57) 輸入業者は販売した石炭に係る事実を記帳することとなっていますが、最終消費者が自らの名で海外炭を輸入し、さらに消費した場合、販売に係る記帳義務は発生しないと理解してよいのですか。

(答)

ご照会の場合には、販売実績がありませんから、販売に係る記帳は必要ありません。
なお、消費する石炭が特定石炭に該当する場合には、特定石炭を免税用途に供する者として租特法施行令48条の7《引取りに係る特定石炭の免税の手続等》及び同48条の8《引取りに係る沖縄発電用特定石炭》により記帳義務が課されます。

(購入年月日)

(問58) 輸入業者が記帳すべき「石炭を購入した年月日」とは、契約上所有権の移転する年月日という理解でよいですか。

(答)

原則として、契約上の所有権移転日ではなく、石炭の引渡しを受けた年月日(仕入年月日)が購入日になります。

(引取年月日)

(問59) 法第15条第1項の承認を受けて石炭を輸入する者は、保税地域から引き取った石炭の「引取りの年月日」を記帳するとともに、石炭が輸入されたものであるときは当該「輸入の許可の年月日」、当該貨物が「輸入許可前貨物引取承認」を受けたものであるときは、当該「輸入許可前貨物引取承認の年月日」を記帳することとされていますが、通常の輸入の際には、「引取りの年月日」と「輸入の許可の年月日」は同一の日となり、輸入許可前引取承認を受けた場合には、「引取りの年月日」と「輸入許可前貨物引取承認の年月日」は同一日になるという理解でよいのですか。

(答)

政令20条8項及び9項《記帳義務》において定める「引取りの年月日」として記帳すべき日は、ご照会のとおりとなります。

(スラリー石炭、バイオマス石炭の取扱い)

(問60) スラリー石炭、バイオマス石炭の取扱いはどうなりますか。

(答)

関税の品目分類に従って判断されます。関税の品目分類によれば、粉状にした石炭に水を分散したスラリー石炭で、少量の分散剤、特に界面活性剤を含有しているものは27・01項に分類されますから、石油石炭税の課税の対象となります。

一方、石炭に木材チップ等を混合したバイオマス石炭と称するものは、混合される木材チップ等の成分、割合により関税の品目分類が異なる場合があり、27・01項に分類されるものでなければ、課税の対象とはなりません。

(輸入石炭の採取場への移入)

(問61) 国内の採取場内に輸入炭を搬入して、更にその採取場から搬出した場合、「採取場からの移出」として課税してしまうと二重課税になるのではないですか。

(答)

採取場から移出される石炭(国内で採取されたか、輸入されたものかは問いません。)は、課税対象となります。

そのため、ご照会のように、採取場に移入した輸入石炭について、その採取場から移出する場合には課税の対象となりますが、次のとおり再移出控除の適用を受けることができます(法12)。なお、この場合の控除を受けるためには、納税申告書(期限内申告書)に控除(還付)金額の計算書類を添付する必要があります。

なお、輸入された石炭をその採取場に移入し、その採取場において採取した石炭とをカロリー調整等のために混炭した上で移出する場合には、混炭後の製品として移出される石炭の全量に対して石油石炭税が課税されることとなりますが、輸入時に課された石油石炭税相当額を控除することができます。

法12条2項《戻入りの場合の石油石炭税の控除等》

「他の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた石炭を採取場に移入した場合において、当該石炭を更にその採取場から移出したときは、納税申告書の税額から、当該他の採取場からの移出又は保税地域からの引取りによる税額を控除する」。

(免税措置)

(問 6 2) 免税対象となるのはどのような輸入石炭ですか。

(答)

鉄鋼の製造用、コークスの製造用、セメントの製造用、沖縄における一般・卸電気事業者の発電用の石炭です(租特法 90 の 4 の 2 及び 90 の 4 の 3)。

これら以外の用途の石炭については、たとえ燃焼用ではなくとも(例えば化学原料用、還元用などであっても)課税対象となります。

(免税輸入手続)

(問 6 3) 免税石炭の輸入手続はどうすればよいのですか。また、石炭を免税輸入する場合にも、継続的引取りに係る申告等の特例(法第 1 5 条)により輸入を行うことができるのですか。

(答)

免税対象となる石炭を免税輸入しようとするときには、石油石炭税免税引取承認申請書と併せて、経済産業大臣による用途証明書を提出し、税関長から免税引取承認を受けることが必要です。

なお、申告等の特例は、免税石炭については適用されません。石炭を免税輸入する場合には、輸入の都度、用途証明書を添付の上、石油石炭税免税引取承認を申請することが必要です。

(特定石炭に係る B P 引取り)

(問 6 4) 免税引取りの対象となる特定石炭(例えば、沖縄発電用特定石炭)について、輸入許可前貨物引取り(B P 引取り)を行うことは可能ですか。

(答)

免税対象となる石炭であっても、個別に税関長に対して「輸入許可前貨物引取承認申請」を行い、その承認を受ければ、B P 引取りは可能です。

また、B P 引取りまでに、引き取ろうとする石炭について、税関長に対して「石油石炭税免税引取承認申請」を行い、その承認を受けていれば、B P 引取りに係る担保は不要です。

なお、当該免税引取承認申請において申請書に記載する特定石炭の数量は、B P 引取りにより国内に引き取る数量(=輸入申告における申告数量)となります。

(用途証明手続)

(問 6 5) 経済産業大臣による用途証明書の発行等の手続はどうなっていますか。

(答)

経済産業大臣の発行する用途証明書は、免税用途に応じ、それぞれ次の窓口申請することとなります。

○石炭に係る石油石炭税一般・コークスの製造に使用する石炭関連

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課 03-3501-1727

○鉄鋼の製造に使用する石炭関連

経済産業省 製造産業局 鉄鋼課 製鉄企画室 03-3501-1733

○セメントの製造に使用する石炭関連

経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課 03-3501-9255

○沖縄県において一般・卸電気事業者が発電の用に供する石炭関連

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 03-3501-1749

【資源エネルギー庁ホームページのアドレス】

<http://www.enecho.meti.go.jp/>

(免税用途証明)

(問 6 6) 鉄鋼製造用、コークス製造用、セメント製造用、沖縄発電用のそれぞれの免税用途について、別々に用途証明を受ける必要がありますか。

(答)

免税用途証明は、免税用途の異なるごとに受ける必要があります。

(用途証明の税関への提出方法)

(問 6 7) 免税輸入手続において免税引取承認申請書に添付する用途証明書は、コピー (F A X) でも差し支えないのですか。

(答)

通関数量を証明書の裏面に記載して、証明数量の範囲内であることを把握する必要があります。そのため、F A X やコピーでは用途証明書の添付とは認められません。

したがって、複数港で同時通関に対応する必要がある場合には、用途証明書の分割発行を受けておく必要があります。

(用途外使用の制限)

(問 68) 免税輸入した石炭の用途外使用とはどのようなことですか。

(答)

免税輸入した石炭は、その後 2 年間は、申請し承認を受けた用途以外の用途に供し、またはこれらの用途以外の用途に供するため譲渡することは禁じられています(租特法 90 の 4 の 2 及び 90 の 4 の 3)。

免税輸入時に免税用途を証明して輸入していた石炭について、やむを得ず免税用途以外の用途に使用・譲渡するためには、あらかじめその特定石炭の所在場所を所轄する税関長の承認を受けることが必要です。

(用途外使用した者)

(問 69) 商社が免税輸入した石炭を、譲り受けた需要家が税関長の承認を取らずに免税用途以外に使用した場合には、その用途外使用により生ずる義務等は商社・需要家のいずれが負うこととなりますか。

(答)

やむを得ず免税用途以外の用途に使用し又は譲渡しようとする場合には、税関長の承認が必要であり、その承認を受けたとき並びにその承認を受けずに免税用途以外の用途に使用した場合及び譲渡した場合には、税関長は、これらの場合に該当することとなった者から免税を受けた石油石炭税を直ちに徴収することとされています(租特法 90 の 4 の 2 及び 90 の 4 の 3)。

したがって、実際に免税用途以外の用途に使用した者又は譲渡した者が、納税義務等を負うこととなりますから、ご照会の場合のように、需要家が税関長の承認を取らずに免税用途以外に使用した場合には需要家が義務等を負うこととなります。

(用途外使用の範囲・承認手続)

(問 70) 用途外使用の承認を受けるためにはどうすればよいのですか。

(答)

例えば、免税用途に供する予定で輸入した石炭の品質が悪く、予定していた免税用途に適しないため課税用途に供する場合や、悪天候により石炭の入船が遅れ、手元の課税石炭がなくなる場合等、やむを得ない事情により免税石炭を課税用途に供する場合については、あらかじめ所轄税関長の承認を受けることが必要です。

なお、その際には用途外使用される石炭に係る石油石炭税が徴収されます。

(用途外使用があった場合の石油石炭税の徴収)

(問71) 用途外使用等について、その税関長の承認を受けた場合等には石油石炭税が直ちに徴収されることとなりますが、どのように徴収されるのですか。また、法令に基づく手続を経たものであっても、納付が遅れた場合などには延滞税が課されるのでしょうか。

(答)

特定用途の石炭をやむを得ず、その免税用途以外の用途に供する等のため当該石炭の所在地を所轄する税関長の承認を受けた場合又は承認を受けずに免税用途以外の用途に供した場合等は、税関長は、免税を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収することとされています(租特法90の4の2、租特法90の4の3)。

この場合の石油石炭税の徴収手続では、賦課課税方式により課税されることから、石油石炭税の課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書及び納付期限を記載した納税告知書が送付されます。したがって、法令に基づき税関長の承認を得たか否かにかかわらず、通知された納付期限を経過して石油石炭税を納付したときは、原則的には、延滞税が課されることとなります。

(課税石炭の免税用途使用に係る還付の可否)

(問72) 課税輸入石炭を免税用途(例えば鉄鋼製造用など)に使用した場合、事後的に還付を受けることはできますか。

(答)

一旦石油石炭税が課税された石炭について、免税用途に供したとしても石油石炭税の還付制度はありません。

(区分管理)

(問73) 課税石炭と免税石炭は区分して管理する必要がありますか。同時蔵置・混合蔵置などは全く認められないのですか。

(答)

免税石炭については、特定の免税用途に供されることを前提として免税措置が認められており、適正に免税用途に使用されるかどうかを確認するため、課税石炭とは区分して管理する必要があります。

しかしながら、貯炭場の制限等経済的・物理的問題があり、物理的な区分管理を行うことが困難なときは、同時蔵置・混合蔵置を行うこととなりますが、そのような場合には、免税石炭が適正にその免税用途に使用されたことを証明できるよう、免税石炭と課税石炭のそれぞれについて輸入、購入、販売及び消費等の数量を管理しておく必要があります。

(含水率による数量の変化)

(問74) 免税石炭の適正使用を確保するため、免税石炭の需要家・販売業者には、使用量等の記帳義務が課せられていますが、石炭は含水率の変化により数量が変化することがあります。

このような、含水率の変化による数量変化があった場合にはどうしたらよいのでしょうか。

(答)

例えば、次のように、輸入時・消費時において、免税石炭の含水率を測定・記載することにより、免税石炭の数量変化が含水率の変化によることを証明できるようにしておく必要があります。

(1) 輸入時：石油石炭税免税引取承認申請書に含水率(注1)を付記(申請書に参考事項として含水率等を記載する欄が設けられています)

注1) サンプルングして測定されたもの又は仕入書に記載されたもの

(2) 消費時：消費数量の記帳に際して含水率(注2)を付記

注2) サンプルングして測定されたもの

(不足数量の取扱い)

(問75) 免税で引き取った石炭数量につき、免税用途に供する工場等に移入した際、または貯蔵段階において飛散等により免税引取り時の数量との間に不足が生じた場合、どのような取扱いとなりますか。

(答)

免税で引き取られた石炭の引取数量について、輸入申告時の数量と、実際に工場等に移入した段階または貯蔵段階において不足数量が生じていた場合には、その原因が引取り時の申告数量(検定数量に基づく申告数量又は仕入書による数量)と実際に工場等へ搬入した際に異なる計量器を使用した等の理由による測定誤差又は運送途中の荷こぼれ等やむを得ない事情に基づくものであり、かつその減少が通常生ずべき範囲内であると認められるとき、又は石炭の含水率、貯蔵状況からみて、通常生ずべき範囲内であると認められるときは、当該減少は課税の対象とはなりません。

なお、この場合の「通常生ずべき範囲内であると認められるとき」とは、その輸入石炭の引取り実態及び管理の実態において経常的に生じる範囲内であることをいいます。したがって、過去における平均的な測定誤差や、石炭の含水率の変化などから生じる減少値の把握を行うほか、特に、減少値が顕著なときは、その実態の解明に努めるなど、未納税・免税石炭の取扱いに係る必要な措置を講じる必要があります。

(帳簿)

(問76) 石油石炭税の記帳義務に係る帳簿は、既存の帳簿を活用できますか。

(答)

これまで作成してきた帳簿で記帳義務が充足されるのであれば、新たに別の帳簿を作成する必要はありません。

(輸入免税石炭の記帳義務)

(問77) 特定用途に供される石炭を免税で輸入した場合に、免税用途に供する者は、石炭の消費量や製造した製品の数量等を記帳する必要がありますが、この場合の記帳は、輸入ロットごとに行う必要がありますか。

(答)

租特法90条の4の2《引取りに係る特定石炭の免税》及び同法90条の4の3《引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税》の規定により、石油石炭税の免除を受けて引き取られた石炭について、免税用途に供する者には、租特令48の7《引取りに係る特定石炭の免税の手続等》及び租特令48の8《引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税の手続等》により、記帳義務が課されています。

ご照会の免税石炭の消費量や製造した製品の数量の記帳については、輸入ロットごとに記帳するのではなく、日々の免税石炭の消費量や製造した製品の数量を記帳することとして差し支えありません。

(貯蔵数量の実測及び記帳)

(問78) 貯蔵量の記帳に際しては、毎回実測を行う必要がありますか。また、その記帳は、どれくらいの頻度で行う必要がありますか。

(答)

貯蔵量の記帳は、貯蔵数量が変動する都度記帳する必要がありますから、原則として、日々記帳する必要があることとなりますが、例えば、毎月末、貯蔵量を実測して記帳することとしても差し支えありません。また、決算期末等の年1回実測値を記帳し、その他の月は受払数量等により算出した貯蔵量を記帳することとしても差し支えありません。

(問22同旨)

(工場等移入時の実測)

(問79) 例えば、免税石炭を使用する工場への移入数量の記帳は、輸入申告数量とした仕入書に記載された数量を移入数量として記帳するのですか、または、工場に到着した後に実測した数量を移入数量として記帳しても差し支えありませんか。(その結果、輸入申告時の数量と移入数量が異なってもよいですか。)

(答)

免税石炭を消費する工場(事業所)の中には、輸入申告数量ではなく、独自の実測結果等を受入れ数量としている場合があります。このような場合において、輸入申告時からの数量変化を証明するためには、移入数量として、仕入書に記載された数量(輸入申告時の数量)と受入れ時の実測数量を併記する必要があります。

その結果、輸入申告時の数量と移入数量が異なった場合には、異なった理由を付記するなどして、後日においても明らかとなるようにしておく必要があります。

(計量器)

(問80) 適正使用を確認するための数量測定においては、現在、製造工程管理上使用している計量器を引き続き用いれば十分という理解でよいのですか。

(答)

通常必要な管理、整備を行っている計量器であれば差し支えありません。

(品名の記帳)

(問81) 鉄鋼製造用免税石炭を用いて製造する物品の品名については、鋼材の種類ごとではなく、単に「鉄鋼」と記帳(製造した物品の数量としては粗鋼生産量を記帳)することで問題ありませんか。

(答)

例えば、「鉄鋼」として、粗鋼生産量を記帳することで差し支えありません(石通33の2)。

(製造の委託がある場合の記帳義務等)

(問 8 2) 鉄鋼メーカー A 社は、A 社所有の免税石炭を使ったコークスの製造を別会社 B 社に委託し、B 社からコークスを受け取って鉄鋼を製造しています。この場合、製造物品として記帳すべきは鉄鋼・コークスのどちらになりますか。また、記帳義務を負うのは A 社・B 社のどちらになりますか。

(答)

原則として、免税石炭の所有者でありかつ委託者である A 社は免税石炭を免税用途に供する者としてその受払数量及び鉄鋼の製造数量等の記帳義務を負い、B 社は受託・加工業者として免税石炭の受払数量及びコークスの製造数量に係る記帳をしておく必要があります。

(活性炭の製造に係る記帳)

(問 8 3) 活性炭の製造業者は、石炭を原料にして中間製品としてのコークスを製造後、同一工程においてコークスを直ちに活性化し、活性炭を製造していますが、このような場合、記帳すべき製品名は中間製品としてのコークスですか、最終製品としての活性炭ですか。

(答)

免税用途であるコークスの製造用として使用していることから、コークスと記帳することで差し支えありません。